

別紙

諮問第1702号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和○年○月○日（○）、○時○分、○○○-○○○○-○○○○より＃7119へ発信された救急相談に関する救急相談記録（音声データを含む）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京消防庁消防総監が令和4年12月5日付けで行った不存在を理由とする本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定は、適正かつ妥当である。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和5年5月1日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年11月18日に実施機関から理由説明書を収受し、同年12月16日（第226回第三部会）から令和7年4月16日（第229回第三部会）まで、4回審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 電話相談事業の運用について

実施機関では、医療機関の受診に関する救急相談に際し、緊急性の高い症状を呈する場合は救急車でできるだけ早く医療機関を受診し、緊急性の低い症状を呈する場合は適切なタイミングで医療機関の受診を可能とすることを目的に、消防と医療機関が連携して救急相談と医療機関案内を短縮ダイヤルで行う電話相談事業の窓口（以下「#7119」という。）として、東京消防庁救急相談センター（以下「救急相談センター」という。）を開設している。救急相談センターには公益社団法人東京都医師会との協定に基づき、救急相談医が常駐し、相談業務における医学的判断プロセスの監督と最終決定を行っており、相談の結果、救急車による緊急受診が必要と判断した場合は、電話を災害救急情報センターに転送し、救急車を出動させるとのことである。

実施機関によれば、#7119での電話相談事業は、初めに音声ガイダンスに基づき、利用者により救急相談又は医療機関案内が選択され、救急相談であれば救急相談看護師が、医療機関案内であれば救急相談通信員又は救急相談看護師が電話を受け付け、それぞれ救急相談、医療機関案内（以下、併せて「救急相談等」という。）を実施するとのことである。そして、救急相談等の内容を記録した救急相談記録票を作成するとともに、救急相談等は事後検証を行うこともあるため通話内容を録音し、音声データとして保存しているとのことである。

イ 救急相談等の音声データの保存期間について

公文書の保存期間は、東京消防庁文書管理規程（平成11年12月24日東京消防庁訓令第58号。以下「管理規程」という。）52条1項で、30年、10年、5年、3年、1年、1年未満の6種であることを規定しており、同2条1項11号では、公文書のうち、起案文書、供覧文書、帳票等以外の文書等を「資料文書」と規定している。

また、管理規程53条2項で示す別表「文書等保存期間の基準（53条関係）」では、「資料文書」のうち「随時発生し、短期に廃棄する軽微なもの」について、保存期間を「1年未満」と規定している。さらに、同54条4項1号は、保存期間が1年未満の公文書の保存期間が満了する日について、「当該公文書を職務上作成し、又は取得した日から起算して1年未満の期間内において事務執行上必要な期間の終了する日」と規定している。

なお、管理規程54条3項は、保存期間を超えて保存する必要があると認める公文

書について、承認を得て、必要な期間保存することができる旨規定している。

実施機関によると、救急相談等は、令和4年当時年間約44万件を受け付けており、さらに、救急相談等は受付後、事後検証を行わないこととした時点で事務が完結するため、救急相談等の音声データを一律に「資料文書」のうち「随時発生し、短期に廃棄する軽微なもの」に分類しており、保存期間は1年未満であるとのことである。

ウ 本件非開示決定について

審査請求人は、本件開示請求に先立って、本件開示請求に係る内容等について、実施機関に相談（以下「事前相談」という。）をした後、本件開示請求に至ったとのことである。

実施機関は、本件開示請求に係る救急相談等の音声データ（以下「本件請求文書」という。）については、保存期間が1年未満の文書等につき、既に廃棄され存在しないとして本件非開示決定を、救急相談記録票については、一部開示決定をそれぞれ行っているが、救急相談記録票の一部開示決定は本件審査請求の対象ではないことから、審査会は本件非開示決定の妥当性を判断する。

エ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人は、音声データについて、今後、正式に開示請求を行うと事前相談の際に伝えているのであるから、別途確保されているはずである旨主張する。

これに対し実施機関は、救急相談等の音声データの保存期間は、救急相談等を終えてから1年未満の期間内において、事務執行上必要な期間が終了する日までであり、その廃棄手続は、録音装置の機能に依拠し、録音された古いデータから順に自動上書き（消去）されていくと説明する。また、救急相談等の音声データは、保存期間を超えて保存する必要がなければ、救急相談等の終了後、自動上書きされていくものであり、本件救急相談の翌日以降も特別な検証は実施されておらず、本件開示請求の時点では、自動上書きにより既に廃棄され存在しなかったと説明する。

さらに、実施機関は審査請求人に対して、事前相談の際に救急相談等の音声データは、古いデータから自動上書きされていく旨を教示しており、別途、本件請求文書を保存しなかった点についても、開示請求に係る事務手続は、通常、開示請求が

なされた時点で開始するものであることから、事前相談後のデータの取扱いに不適切な点はないと説明する。

審査会が本件開示請求に係る救急相談記録票を確認したところ、本件相談内容は、本件救急相談の翌日以降も特別な検証は実施されていないものであり、1年未満とされている保存期間を超えて本件請求文書を保存する必要はなく、本件請求文書が、本件開示請求の時点において、自動上書きされ存在しなかったとする実施機関の説明は首肯できるものである。

なお、通常、開示請求に係る事務手続は開示請求がなされた時点で開始するものであることから、事前相談の時点で本件請求文書を別途保存しなかったとの実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

したがって、本件非開示決定は妥当である。

審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ